

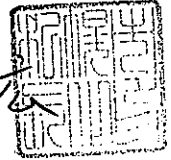


札幌市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和3年6月29日

札幌市長

秋元克彦



札幌市規則第26号

札幌市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

札幌市営住宅条例施行規則（平成9年規則第41号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第32条第2項第2号中「第1条第3号イからホまで」を「第1条第3号イからトまで」に改める。
- (2) 様式15中「あて先」を「宛先」に、「老年」を「寡婦」に、「寡婦（夫）」を「ひとり親」に改め、同様式に備考として次のように加える。
備考 この様式により難しいときは、これに準じた別の様式を使用することができる。
- (3) 様式16中「あて先」を「宛先」に、「老年」を「寡婦」に、「寡婦（夫）」を「ひとり親」に改め、同様式に備考として次のように加える。
備考 この様式により難しいときは、これに準じた別の様式を使用することができる。
- (4) 様式17から様式19までの規定中「老年」を「寡婦」に、「寡婦（夫）」を「ひとり親」に改める。
- (5) 様式20中「あて先」を「宛先」に、「老年」を「寡婦」に、「寡婦（夫）」を「ひとり親」に改め、同様式に備考として次のように加える。
備考 この様式により難しいときは、これに準じた別の様式を使用することができる。
- (6) 様式26中「あて先」を「宛先」に、「寡夫」を「ひとり親」に改める。
- (7) 様式32中「あて先」を「宛先」に、

申請者 所在地
名称及び代表者氏名

を

印

申請者 所在地
名称及び代表者氏名

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の様式15及び様式16の規定は施行日以後に行われる収入の申告について、改正後の様式26の規定は施行日以後に行われる同居の申請について適用し、施行日前に行われた収入の申告及び同居の申請については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に改正前の札幌市営住宅条例施行規則の規定に基づき提出された収入申告書、収入修正申告書及び同居承認申請書（施行日以後に収入の認定又は同居の承認を行うものに限る。）は、施行日以後においては、改正後の札幌市営住宅条例施行規則の規定に基づき提出された収入申告書、収入修正申告書及び同居承認申請書とみなす。
- 4 改正後の様式17の規定は施行日以後に行われる収入の認定について、改正後の様式18の規定は施行日以後に行われる収入超過者の認定について、改正後の様式19の規定は施行日以後に行われる高額所得者の認定について適用する。